

争議行為の予告について

全日本建設交運一般労働組合東京都本部バス関連支部執行委員長佐々木仁から争議行為を行う旨の通知が令和6年2月27日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和6年3月4日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

賃上げ要求、一時金要求、労働条件改訂要求に関する件

二 日時

令和6年3月14日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

京王電鉄バス株式会社小金井営業所 小金井市本町五丁目3番31号

京王電鉄バス株式会社八王子営業所 八王子市長沼1304番3号

京王バス株式会社永福町営業所 杉並区永福町二丁目60番19号

四 種類（以下原文のまま掲載）

全ての組合員、または一部組合員によるストライキ、もしくは怠業その他あらゆる形式の争議行為を実施します。